

SNS いじめの現状と防止するには

吉本龍馬

はじめに

SNS の普及は、いじめの発生場所と拡大の仕方を根本から変えた。対面のいじめは学校という空間に強く依存し、時間や周囲の目に一定の制約があったのに対し、SNS 上のいじめは、場所や時間の制約を受けず、匿名性と拡散性を伴って被害が連鎖的に増幅しやすい。しかも、その被害は当事者間で完結するのではなく、第三者が閲覧・共有・コメントすることで“燃え広がる”点に特徴がある。したがって SNS いじめは、単なる人間関係の摩擦ではなく、名誉・プライバシー・性的自己決定などの権利侵害、さらには犯罪へと移行し得る社会問題として扱う必要がある。

本稿は、SNS いじめの現状を統計等から概観したうえで、少年法の理念と限界を踏まえ、現実的な防止策として「初動対応の標準化」と「事後の再発防止（更生設計）」を役割分担する枠組みを提案する。結論を先取りすれば、SNS いじめは“初動で拡大を止められるかどうか”がその後の被害の大きさを左右しやすい。よって、学校が中心となって「証拠保全→削除・通報→接触遮断」を定型化し、保護者・警察等と連携して迅速に回す仕組みを持つことが最も実効的である。加えて、被害の拡大を止めた後にこそ、少年法の枠組みで加害少年の背景要因を分析し、再発防止を設計することが重要になる。

現状

まず、いじめ全体の規模から確認する。文部科学省の調査では、令和 5 年度のいじめ認知件数は 732,568 件で過去最多となった（小・中・高・特別支援学校の合計）¹。増加の背景として、いじめの定義理解や積極的認知の浸透に加え、**「SNS 等のネット上のいじめの積極的な認知が進んだ」**ことが指摘されている²。つまり、SNS いじめは「見えないから問題ではない」のではなく、むしろ学校が把握しようとしても見えにくい性質を持ちながら、現場で無視できない水準に達していると理解できる。加えて、SNS いじめは外部から観察しづらいだけでなく、被害者が孤立しやすい点でも深刻である。対面のいじめであれば、教員が目撃したり、周囲が異変に気づいたりする可能性があるが、SNS 上では“裏のグループ”や DM で進行し、被害が拡散した後によく表面化することがある。

さらに、SNS は「学校が扱ういじめ」と「警察が扱う犯罪」を連続させやすい。警察白書によれば、令和 6 年中のサイバー犯罪の検挙件数は 13,164 件で過去最多とされ、増加傾向が示されている³。ここから、学校内の人間関係のトラブルが、ネット空間の拡散機能によって権利侵害・犯罪へと移行しやすい構造があることが分かる。SNS いじめの深刻さは、

匿名性の有無そのものよりも、(1) 拡散の速さ、(2) 拡散の不可逆性、(3) 第三者参加により被害が増幅する点にある。

SNS いじめの類型と「犯罪化」のしやすさ

SNS いじめは多様であり、対策を考えるには類型化が有効である。第一に、誹謗中傷・悪口の投稿がある。内容次第で侮辱や名誉毀損に当たり得るだけでなく、継続・集団化すると被害者の生活を直接破壊する。第二に「晒し」であり、顔写真、住所、学校名、交友関係、DM やチャットのスクリーンショットが拡散される。晒しは、人格的評価の低下にとどまらず、私生活の平穏の侵害や現実のつきまとい等へ波及し得る。第三に排除（グループから外す、別グループで陰口を回す、既読無視の集団化）で、表面上は暴言がなくても、孤立化を通じて心理的負担を強める。第四に、なりすましによる信用毀損・関係破壊、第五に、脅迫・恐喝・金銭要求などの直接的害悪、そして第六に、性的画像・性的内容の拡散である。特に性的画像の拡散は、回収が困難で、被害者の将来にまで影響し得る点で極めて重大である。

ここで重要なのは、これらの行為が当初は「軽いノリ」「冗談」として始まっても、SNS の拡散構造により、短時間で取り返しのつかない被害へと転化する点である。すなわち、同じ加害行為でも、初動で鎮火できれば被害は限定され得るが、拡散が進めば二次・三次被害が連鎖し、被害回復可能性を大きく損なう。したがって SNS いじめは、「発生をゼロにする」理想論だけでなく、「発生した瞬間に拡大を止める」現実的対策が不可欠となる。

少年法の視点と課題

少年法は、処罰よりも教育・更生を重視し、少年の健全育成を中心理念として、再非行防止を目的に据える。家庭裁判所の調査・審判では、行為の評価に加え、家庭環境、学校生活、交友関係、性格傾向、再発可能性などを含む背景要因を踏まえて、保護処分等により立ち直りを図る。この枠組みは、SNS いじめのように、承認欲求、集団心理、衝動性、ネットリテラシー不足が絡みやすい事案において、単純な厳罰化では届きにくい再発防止の論点を扱えるという強みがある。

一方で、SNS 事案には少年法の限界もある。第一に、拡散のスピードである。家庭裁判所手続は再発防止・環境調整に向くが、SNS 被害を「今この瞬間に止める」初動機能としては構造的に適合しにくい。第二に、匿名性・ログの問題である。スクリーンショットだけでは URL や投稿時刻が欠けることもあり、ログが消えると事後的な特定が難しい。第三に、少年の人間関係の密度の中で、軽いノリが集団によって過激化しやすい点である。さらに制度面では、2022 年改正により 18 歳・19 歳が「特定少年」とされ、重大事件では刑事手続に近づく側面も強まった⁴。よって SNS いじめに対しては、「まず処罰か、まず教育か」という二分法に飛びつく前に、被害を拡大させないための初動設計を最優先で用意する必要がある。

学校の責務と連携の法的枠組み

初動設計を学校が担う理由は、実務上の現実だけでなく、制度上も裏付けがある。いじめ防止対策推進法は、学校が講すべき基本的施策として、早期発見、相談体制、そして「インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進」などを挙げ、さらに実効的対応のために学校が組織（いじめ対策組織）を置くことを求めている⁵。加えて同法は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは所轄警察署と連携し、児童生徒の生命・身体・財産に重大な被害のおそれがあるときは直ちに通報し援助を求めるべきことを明記している⁶。つまり、学校が「教育の場」だけに閉じて対応するのではなく、危険類型では警察等と連携することは制度上も想定されている。さらに文部科学省は、犯罪に相当する事案を含むいじめ対応において警察との連携を徹底すること、日常的な情報共有や相談ができる体制構築の重要性を示している⁷。よって、SNS いじめ対策において「学校・保護者・警察・関係機関」の連携は、単なる理想論ではなく、制度的に求められる実務モデルと位置づけられる。

防止策：初動の標準化と事後の再発防止

以上を踏まえ、本稿は防止策の中心を「初動の標準化」に置く。SNS いじめ対策の要点は、被害発生から概ね 48 時間程度の初動で、①証拠保全、②削除・通報、③接触遮断を“型”としてセットで回し、被害を燃え広がる状態から鎮火させることにある。初動の第一は証拠保全である。感情的に反応して投稿を消させたり、加害者に連絡して対立を深めたりする前に、必要情報を確実に押さえる。最低限、投稿の URL、投稿日時、アカウント名、画面全体が分かるスクリーンショット、関連するやり取りの流れ（前後関係）を確保する。未成年が一人で正確に行うのは難しいため、学校はチェックリストやテンプレートを整備し、保護者と共有する。これは、被害の深刻度判断（単なる悪口か、晒しか、脅迫か、性的拡散か）にも直結し、次の削除・通報や警察相談への橋渡しとなる。

第二は削除・通報である。証拠を確保したら拡散の動線を断つ段階に入る。SNS プラットフォームの通報機能を活用し、違反投稿の削除やアカウント制限を求める。ここで学校が関与する意義は、当事者だけでは整理しきれない事実関係を組織として整理し、保護者と連携して迅速に動ける点にある。特に、脅迫・恐喝・性的画像の拡散など危険性の高い類型は、学校内で抱え込まず、早い段階で警察や専門機関につなぐ判断が不可欠である。制度上も、犯罪性がある場合の警察連携・通報が予定されていることは前述のとおりである⁶。

第三は接触遮断である。SNS いじめは集団化しやすく、接触が続くほど再燃しやすい。被害者側はブロック、公開範囲の見直し、パスワード変更や二段階認証などアカウント防衛を徹底する。学校側は当事者同士を直接対面でぶつけない配慮を行い、クラス・学年内の人間関係を整理し、周辺生徒を含めて組織的に指導する。文科省資料でも、初期段階での認知と早期対応、学校いじめ対策組織等による組織的対応の重要性が示されている²。要するに初動の要諦は「被害者を一人にしない」「拡散の導線を断つ」「接触を切る」を同時並行で実

行し、短期間で鎮火状態を作る点にある。

そして、被害の拡大を止めた後に、少年法が本領を発揮する。鎮火後の局面では、加害少年の行為に至った背景を丁寧に整理し、再発防止を設計する必要がある。具体的には、家庭内での監督・関係、学校での居場所、交友関係、衝動性、承認欲求、ネットリテラシー不足などを検討し、環境調整や指導・支援の組み合わせによって再非行を防ぐ。ここで家庭裁判所による調査・審判の枠組みは、単なる犯行評価にとどまらず、「立ち直りの条件」を探る制度として意義を持つ。SNS いじめへの対応は、初動ではスピードと被害回復を重視し、事後では少年法を活用して更生と再発防止を具体化するという二段構えでこそ実効性が高まる。

おわりに

SNS いじめを深刻化させる最大の要因は、匿名性そのものよりも、拡散スピードと不可逆性である。だからこそ、防止策は啓発や道徳教育にのみ依存するのではなく、被害が発生した瞬間に拡大を止める仕組みを社会側が持つことへ重心を移すべきである。学校が「証拠保全→削除・通報→接触遮断」という初動手順を標準化し、保護者と共有し、危険類型では躊躇なく警察・専門機関・プラットフォームへ接続する。そのうえで少年法を活用し、加害少年の背景要因を分析して再発防止を設計する。この役割分担は、被害者の回復可能性を確保しつつ、少年法の理念（健全育成）とも整合する。以上より、SNS 時代のいじめ対策は「初動標準化」と「事後の更生設計」を両輪として構築されるべきである。

注（脚注）

¹ 文部科学省「令和 5 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（概要）」のいじめ認知件数（732,568 件）。

² 同資料。増加背景として「SNS 等のネット上のいじめの積極的な認知」および、初期段階の認知・早期対応、学校いじめ対策組織等による組織的対応の重要性が示されている。

³ 警察庁「警察白書（令和 7 年版）」における令和 6 年中のサイバー犯罪検挙件数（13,164 件、過去最多）。

⁴ 法務省「少年法が変わります！」等における特定少年（18・19 歳）の位置づけ（2022 年改正の概要）。

⁵ 文部科学省「いじめ防止対策推進法（概要）」における、学校が講ずべき基本的施策（早期発見・相談体制・インターネットいじめ対策等）および学校の組織設置等。

⁶ 文部科学省掲載「いじめ防止対策推進法（条文）」における、犯罪性が認められる場合の警察連携・重大被害のおそれがある場合の通報・援助要請（学校の措置）。

⁷ 文部科学省「犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底」等（学校と警察の連携体制の構築の重要性）。

参考文献（提出用）

文部科学省「令和 5 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（概要）」

警察庁「警察白書（令和 7 年版）第 3 章 サイバー空間における脅威（サイバー犯罪の検挙状況）」

文部科学省「いじめ防止対策推進法（概要）」

文部科学省「いじめ防止対策推進法（条文）」

文部科学省「犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底（通知）」

法務省「改正少年法（特定少年等）に関する解説／Q&A」